

要求水準書等修正内容一覧

■修正内容一覧

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	修正前（2024/3/25公表時点版）	修正後（赤字：修正箇所）
1	要求水準書	12	第2	2	(1)エ（イ）	C A S B E E川崎	・ C A S B E E川崎は、建物全体で性能効率の目標値をA以上とすること。	・ C A S B E E川崎は、建物全体で性能効率の 目標値 をA以上とすること。
2	要求水準書	73	第5	9	(5)ウ	(5) 環境啓発等業務	事業者は、市が実施する食品ロス対策で回収した食品を市へ引き渡すこと。頻度は月 1 回程度を想定する。また、食品提供者の統計（人数・食品数）を実施すること。	事業者は、市が実施する食品ロス対策で回収した食品を市へ引き渡すこと。頻度は月 1 回程度を想定する。また、 市民が持ち込んだ食品については、回収の条件（賞味期限切れではないか等）に合致しているか施設スタッフが確認して預かるとともに 、食品提供者の統計（人数・食品数）を実施すること。
3	様式集（word）	5	2	(5)	オ	d. 全体配置図 (S=1/500～600程度)	図面の上側又は左上側を北とすること。	図面の上側又は 右 上側を北とすること。
4	様式集（word）	18	様式3-6			添付書類	※ 7 添付書類 6 について、共同企業体の実績を記入する場合は、代表企業としてその共同企業体中最大の出資を行ったことを証明する資料を添付してください。	（削除）
5	様式集（word）	20	様式3-7			添付書類	※ 7 添付書類 6 について、共同企業体の実績を記入する場合は、代表企業としてその共同企業体中最大の出資を行ったことを証明する資料を添付してください。	（削除）
6	様式集（word）	48	様式10-1-2				※ 消費税等を含めず記載してください。	※ 消費税等を含め て 記載してください。
7	様式集（excel）		様式9-9		セルE67～I67	サービス対価 A 計	（整備期間の合計欄のみ）	（年度別の合計欄をE67～H67へ追加し、整備期間の合計欄をセルI67へ変更）
8	様式集（excel）		様式10-1-3		セルB54		※消費税及び地方消費税は含めないこと。また、物価変動は考慮しないこと。	※「 合計(税抜) 」を 除き 、消費税及び地方消費税を含めること。また、物価変動は考慮しないこと。
9	様式集（excel）		様式10-1-3		セルE26		単位	単価
10	様式集（excel）		様式11-5		セルF44		（様式9-11）「施設整備費内訳書」の「Ⅴ 什器備品設置業務」の金額	（様式9- 9 ）「施設整備費内訳書」の「 Ⅶ 什器備品設置業務」の金額
11	様式集（excel）		様式11-5		セルF52		（様式9-11）「施設整備費内訳書」の「Ⅲ 建設業務」の金額	（様式9- 9 ）「施設整備費内訳書」の「 Ⅴ 建設業務」の金額
12	様式集（excel）		様式12-5		セルZ40	2 資金計画	（単位：千円）	（単位： 千 円）
13	事業契約書（案）	3	第 8 条	第 1 項		契約の保証	事業者は、市に対し、次に掲げるとおり、本契約の締結日までに、契約保証金を納付するものとする。 (1) 契約保証金の金額（以下「保証の額」という。）は、施設整備期間においては、サービス対価（施設整備費相当分）の100分の10以上に相当する額とし、開業準備期間及び維持管理・運営期間においては、維持管理・運営期間の開始日が属する年度におけるサービス対価（施設供用業務費等相当分）の100分の10以上に相当する額としなければならない。	事業者は、市に対し、次に掲げるとおり、 本契約の締結日までに、 契約保証金を納付するものとする。 (1) 契約保証金の金額（以下「保証の額」という。）は、施設整備期間においては、サービス対価（施設整備費相当分）の100分の10以上に相当する額とし、 本契約の締結日までに納付しなければならない。 また、 開業準備期間及び維持管理・運営期間における 保証の額い て は、維持管理・運営期間の開始日が属する年度におけるサービス対価（施設供用業務費等相当分）の100分の10以上に相当する額とし、 開業準備期間の開始日までに納付し なければならない。
14	事業契約書（案）	4	第 8 条	第 3 項	(1)	契約の保証	(1) 事業者が保険会社との間に市を被保険者とし、保証の額以上に相当する金額を保証金額とする履行保証保険契約を締結したとき。	(1) 事業者が 保険会社との間に市 又は事業者 を被保険者とし、保証の額以上に相当する金額を保証金額とする履行保証保険契約を締結したとき。（ただし、事業者を被保険者とする場合は、 保険金請求権上に、本事業に関連する市の事業者に対する違約金支払請求権を被担保権として、市を第一順位とする質権を設定することとする。なお、かかる質権設定の費用は、事業者が負担しなければならない。 ）
15	事業契約書（案）	40	第83条	第 1 項	(9)	本施設引渡し前の市による契約解除等	(9) 市により基本協定が解除されたとき。 (10) 市により別紙11（個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項）第20条第 1 項に基づき本契約を解除することができるとき。	（第9号削除） (9) 市により別紙11（個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項）第20条第 1 項に基づき本契約を解除することができるとき。